

**平成25年 第1回
石狩市下水道事業運営委員会**

平成25年11月14日

【本日の議題】

(1) 審議事項

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う使用料の改定について

【石狩市公共下水道使用料及び石狩市個別排水処理施設使用料の改定について（諮問）】

消費税及び地方消費税の 税率引上げに伴う使用料 の改定について

1 使用料改定の要因

◆消費税法及び地方税法の一部改正（税率の引き上げ）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）」等の施行に伴い、一部改正された消費税法及び地方税法の施行が決定。

消費税及び地方消費税の増税相当分を下水道使用料等に転嫁する。【5%】⇒【8%】

適用開始日 区分	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消 費 税 率	4.0%	6.3%	7.8%
地 方 消 費 税 率	1.0%	1.7%	2.2%
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

2 使用料水準を据え置く場合の影響額

(税抜き、単位：千円)

区分 \ 年度	H25	H26	H27	H28	合 計
使用料収入	555,191	553,470	551,754	549,050	2,209,465
使用料対象経費	543,656	553,957	552,862	556,907	2,207,382
過不足額	11,535	△487	△1,108	△7,857	2,083
消費税影響額	—	△16,604	△16,553	△16,472	△49,629
過不足額(再計)	11,535	△17,091	△17,661	△24,329	△47,546

3 条例改正の内容

◆石狩市下水道条例及び石狩市個別排水処理施設条例改正案（抜粋）

石狩市下水道条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第15条 使用料の額は、下水を排除する施設の種別及び各使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1に定めるところにより、算定して得た額に、それぞれ<u>100分の105</u>を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。</p>	<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第15条 使用料の額は、下水を排除する施設の種別及び各使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1に定めるところにより、算定して得た額に、それぞれ<u>100分の108</u>を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（使用料の適用に関する措置）

- 2 平成26年4月1日前から継続して使用する場合における改正後の石狩市下水道条例第15条第1項の規定は、平成26年4月30日後に行う汚水の量の算定又は認定に係る使用料について適用し、同日以前に行う汚水の量の算定又は認定に係る使用料については、なお従前の例による。

石狩市個別排水処理施設条例（平成17年条例第106号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第18条 使用料の額は、各使用月において使用者が排除した排水の量に応じ、次の表により算定して得た額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。</p>	<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第18条 使用料の額は、各使用月において使用者が排除した排水の量に応じ、次の表により算定して得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。</p>

附 則

（施行期日）

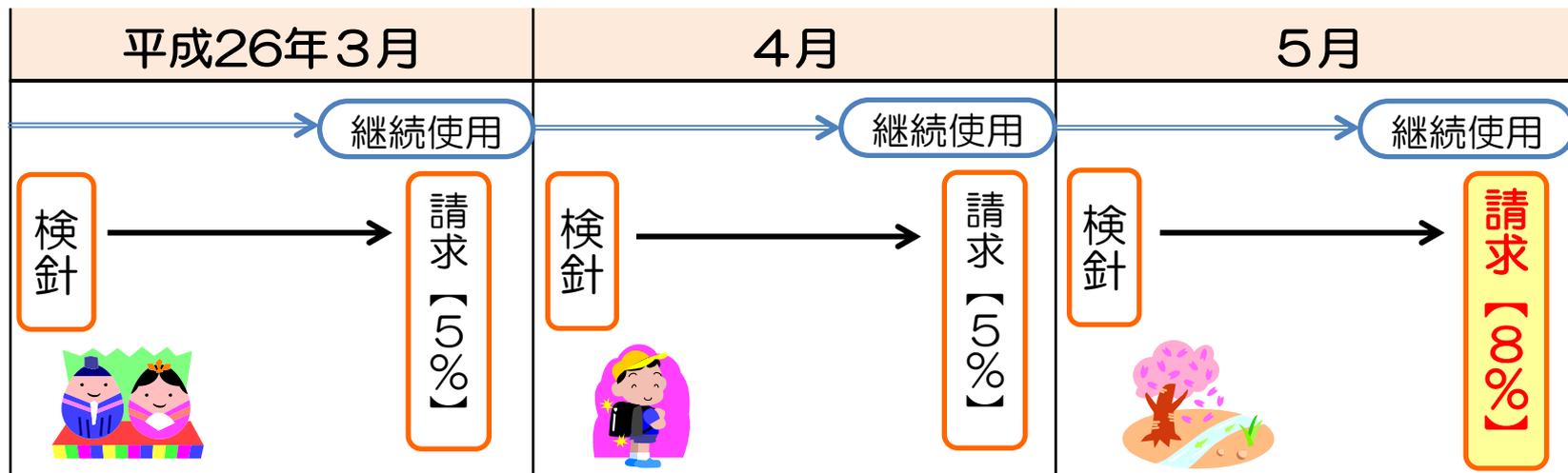
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（使用料の適用に関する措置）

- 2 平成26年4月1日前から継続して使用する場合における改正後の石狩市個別排水処理施設条例第18条第1項の規定は、平成26年4月30日後に行う汚水の量の算定又は認定に係る使用料について適用し、同日以前に行う排水の量の算定又は認定に係る使用料については、なお従前の例による。

4 適用の時期

◆下水道使用料等は、平成26年5月検針分から適用となります。



※新税率は平成26年4月1日から施行されますが、電気・ガス・水道など、適用日以前から継続してサービスを受けていて、4月30日までに請求料金が確定するものには、経過措置が設けられています。

5 使用料の影響額

(単位：円)

使用水量	下水道使用料 個別排水処理施設使用料			【参考】水道料金+下水道（個排）使用料		
	改正前 消費税5%	改正後 消費税8%	影響額	改正前 消費税5%	改正後 消費税8%	影響額
0~7m ³	1,106	1,138	32	2,702	2,779	77
10m ³	1,106	1,138	32	3,325	3,421	96
15m ³	1,783	1,834	51	5,165	5,312	147
16m ³	1,919	1,974	55	5,631	5,792	161
17m ³	2,054	2,113	59	6,097	6,272	175
20m ³	2,461	2,531	70	7,496	7,710	214
30m ³	3,815	3,924	109	12,158	12,505	347

※水道料金はメーター口径13mmの料金である。

6 今後のスケジュール

H25. 11 下水道事業運営委員会に改定案を諮問



H25. 12 市議会第4回定例会に条例案提出



H26. 1 広報等による住民への周知
~3



H26. 4 新税率に基づく条例の施行
(下水道使用料は5月検針分から)